

高難度新規医療技術評価部（担当部門）業務規程（ひな形）

[○年○月病院長制定]

（趣旨）

第1条 この規程は、高難度新規医療技術を用いた医療提供に関する規程（平成○年規程第○号。以下「高難度規程」という。）第2条第5項の規定に基づき、高難度新規医療技術評価部（担当部門）の業務分掌に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 高難度新規医療技術評価部（担当部門）は、高難度規程第2条第2項に定める部長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

※適宜各機関において必要な構成員を加えること想定している（下記例）。

（1）高難度医療技術を用いた医療の提供に関する経験及び知識を有する医師又は歯科医師

※担当部門の長たる部長とは別に責任者を配置する場合

（2）手術を行う部門に所属する従業者

（3）-----

（業務分掌）

第3条 高難度新規医療技術評価部（担当部門）の業務分掌は次のとおりとする。

（1）診療科の長から高難度規程第4条第1項の規定に基づく申請（以下「申請」という。）が行われた場合において、当該申請の内容を確認するとともに、高難度規程第3条第1項に規定する高難度新規医療技術評価委員会（以下「高難度新規医療技術評価委員会」という。）に対して当該高難度新規医療技術の提供の適否、実施を認める条件等について意見を求めること。

（2）前号の意見の求めに応じ、高難度新規医療技術評価委員会が述べた意見を踏まえ、当該高難度新規医療技術の提供の適否等について決定し、申請を行った診療科の長に対しその結果を適否結果通知書（様式第2号）により通知すること。

（3）当該高難度新規医療技術が適正な手続に基づいて提供されていたかどうかに関し、定期的に、及び術後に患者が死亡した場合その他必要な場合には、診療録等の記載内容を確認すること。

（4）高難度新規医療技術が適正な手続に基づいて提供されていたかどうか、従業者の遵守状況の確認を行うこと

（5）高難度新規医療技術の提供の適否等について決定した時及び高難度規程に定める事項の従業者の遵守状況を確認した時に、その内容について病院長に報告すること。

（6）高難度新規医療技術評価委員会での審査資料及び議事概要並びに従業員の遵守状況の確認記録を審査の日又は確認の日から少なくとも5年間保存すること。

（7）高難度新規医療技術評価委員会に係る事務を行うこと。

(秘密の保持)

第4条 高難度新規医療技術評価部（担当部門）の構成員は、当該構成員の事務に関して知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、病院長が別に定める。